

## 千葉県ドローン関連事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉県が行うドローン（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機及び市長がこれに類するものと認めるものをいう。以下同じ。）に関する各種取組の実施にあたり必要な事項を定め、市内のドローン関連産業の振興及び集積に寄与することを目的とする。

### (事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために千葉県が実施する事業は、当該各号に定めるところによる。

(1) 千葉県ドローン宅配社会実装サポート事業

荷物の配達時間の短縮等による利便性向上や、物流業界が抱える人手不足、ラストワンマイルの問題、配送コストの削減、外出困難者支援等の課題解決を目的として、都市部でのドローンを活用した宅配サービスの社会実装に向けた技術実証やビジネスモデル検証等を行う事業

(2) 千葉県ドローン活用推進事業（民間支援型A類型）

民間事業者等における人手不足、施設等の老朽化等の課題解決を目的として行うドローンを活用した業務の高度化及び効率化等を図る事業

(3) 千葉県ドローン活用推進事業（民間支援型B類型）

ドローンの市民理解を促進し、社会受容性の向上を図ることを目的として行う事業

(4) 千葉県ドローン活用推進事業（行政課題型）

本市の行政サービスの向上及び業務の効率化等を目的として、本市の業務にドローンを活用することを要件に民間事業者等へ委託発注し、効果の検証等を行う事業

(5) 千葉県無人航空機操縦者技能証明取得支援事業

ドローンを活用した業務改善や新たなコンテンツの創出等を新規で行う者に対し、当該業務の内製化を支援することを目的として、自社人材による一等又は二等無人航空機操縦士技能証明の取得を支援する事業

(6) 千葉県ドローンフィールド運営事業

ドローンの本体、関連部品及びソフトウェア並びにドローンを活用したサービス等の研究開発又は技術開発を目的とした実証実験を行う者に対し、本市のドローンフィールドの提供を行う事業

(7) ちばドローン実証ワンストップセンター運営事業

主に千葉市内においてドローンの実証実験等を行う者に対し、必要な手続きに関する情報提供や関係機関等との調整、公有地等の提供等を行う事業

2 市長は、前項第1号から第3号まで及び第5号に規定する事業を行う者に対し、別に定めるところにより財政支援を行うものとする。

3 市長は、第1項第5号に規定する事業により技能証明を取得した者に対し、操縦技能の維持向上を図ることを目的に、操縦訓練を行う場所としてドローンフィールドを提供することができる。

4 市長は、第1項第1号から第3号までに規定する事業を活用する者に対し、地域住民及び関係機関等のステークホルダーとの協議及び調整等の支援を行うものとする。

(委任)

第3条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。